



サステナブルファイナンスの推進について

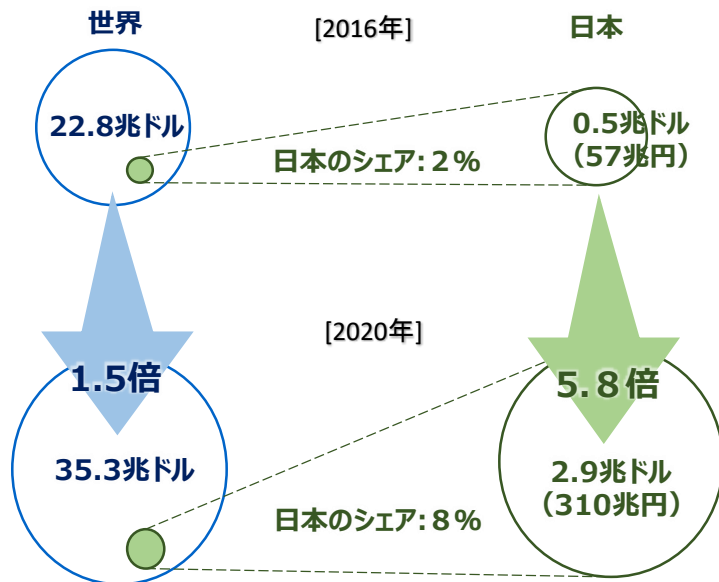
金融庁

2022年4月22日

サステナブルファイナンスの推進

- ◆ 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっている。
- ◆ 特に脱炭素については、世界全体で設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要（※）とされており、企業の実行を支える民間金融の機能発揮が欠かせない。
(※) 国際エネルギー機関(IEA)は、2050年脱炭素の実現には、世界全体で、現在年間1兆ドルの投資を2030年までに4兆ドルに増やすことが必要と試算している。
- ◆ わが国でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済社会の脱炭素が加速する中で、日本企業の実行や強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境整備が重要。市場機能の健全な発揮を通じて、持続可能な社会と成長を支えていく観点から、新しい資本主義の柱の1つとなり得るもの。

世界と日本のESG投資資金



(出所) 世界のESG投資額の統計を集計している国際団体であるGSIAの報告書より作成

国内企業等によるグリーンボンドの発行実績



グリーンボンド：太陽光や風力発電など、「グリーン」とされるプロジェクトへの資金を調達するために発行される債券

サステナブルファイナンスの推進

- 気候変動等の社会的課題の解決に資する金融（サステナブルファイナンス）の取組みを進め、**日本企業の強みが適切に評価**され、内外の投資資金が円滑に供給される環境を整備する。

1. ESG投資情報の集約・可視化

- ESGに関する投資や資金調達を後押しするため、ESG投資情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXが立上げ〔年央目途〕

3. 企業による取組みの推進

- 気候変動対応等に関する開示の充実に向けた方策（記載欄の設定）をとりまとめ〔今春〕
- ソーシャルボンドの発行を促進するため、社会的効果を測定する「指標集」案を公表〔年央目途〕

投資家



資金の提供



ESG評価機関



資産運用会社

企業



設備投資等



投融資先支援

金融機関



グリーン



トランジション

2. ESG市場の透明性・信頼性向上

- ESG評価機関について、評価の透明性・公平性を確保するため、「ESG評価機関の行動規範」を策定〔今夏〕
- 環境配慮をうたいながら実際は事実と異なるESG関連投資信託に関して、資産運用会社に対する監督上の目線を公表〔5月目途〕

4. 金融機関と企業の対話促進

- 「金融機関向けのガイダンス」案を公表し、企業の気候変動対応の支援を促進〔4月〕
 - 「GXリーグ」と連携し、金融・産業の対話を促進
- (注) GXリーグ：脱炭素に挑戦する企業が、カーボנקレジット市場の整備も視野に官・学・金と協働する場として、経産省が設立予定。3月末まで賛同企業を募集し、440社が賛同。

(参考 1) 日本取引所グループ「サステナブルファイナンス環境整備検討会」中間報告書 (概要)

- ・ J P X (日本取引所グループ) において、わが国におけるESG投資の裾野の拡大に資する方策について検討する観点から、昨年10月、「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を開催。本年1月に、以下の「中間報告書」を取りまとめ。

1. 基本的視点

ESG投資については、ESG等の非財務情報やこれを読み解くための専門的な知見が重要。こうした情報や知見を集約して投資者・企業等の市場関係者全体に幅広く展開する機能を整備することが、ESG投資市場の健全な発展に不可欠

2. 具体的な施策のあり方

情報一元化

- ・ まずは公募ESG債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の経営・ESG戦略、外部評価取得状況等を一元的に集約し、「情報プラットフォーム」として年央目途に構築していく。また、債券発行情報等に限らない、ESG投資の裾野拡大に資する教育コンテンツも同プラットフォーム上で整備していく。

ESG適格性

- ・ 「グリーン」、「トランジション」等の望ましい基準を関係者間で共有し、こうした基準に基づいていることを客観的に確認・認証する枠組みは、投資者・発行者が安心して市場参加出来るなどの意義がある。発行情報を「プラットフォーム」に集約し市場規律を通じた質の向上等を促しつつ、認証の枠組みについても、実績の集積とともに整備していく。

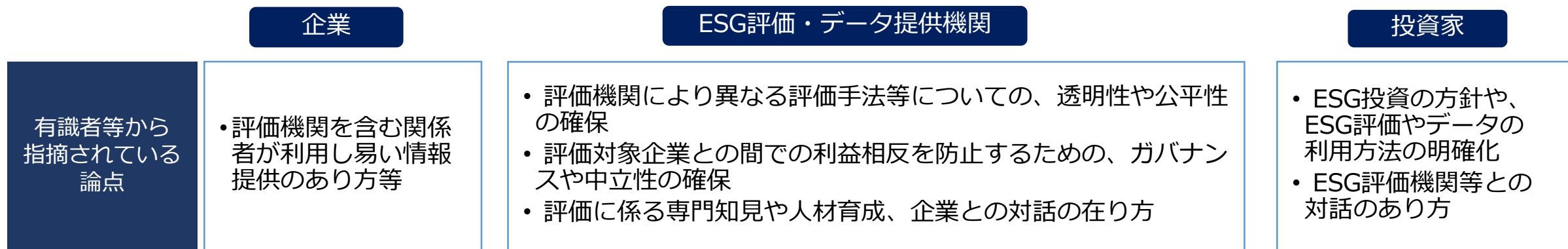
将来ビジョン

- ・ プラットフォームについて、公募ESG債に加えて、私募債や投信、株式などに拡充していくことを検討していく。
- ・ 企業のESG関連データをプラットフォーム等を通じて広く集約し、市場関係者に提供する機能を目指す。

J P X 検討会は定期・継続的に開催して、取組みの進捗状況等を把握しつつ、情報一元化や認証枠組み等について、金融庁有識者会議とも連携し、引き続き検討を行う。

(参考2) ESG評価・データ提供機関について

- サステナブルファイナンスの拡大を背景に、企業と投資家の橋渡し役を担う**ESG評価・データ提供機関**の重要性が増大。インベストメントチェーン全体として**ESGに係る評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムを構築していく必要**。
- 評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保等、**ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範等を検討**するとともに、評価機関のデータを利用する投資家や、評価の対象となる企業が有機的に連携するよう、ESG評価・データ提供に関して**企業と投資家が果たすべき役割も含めて議論を行っていく**。



本年2月、**金融庁に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置**し、議論を実施
(今夏に、「ESG評価機関の行動規範」を策定)

(参考3) 国内外におけるESG関連投資信託を巡る議論

- ・ 国内外におけるESG／サステナブル投資は増加傾向。一方で、こうした投資・投資商品に関する資産運用会社等の実務は、投資家の誤解を招いているのではないかと懸念（グリーンウォッシュ）も指摘されている。
- ・ 投資家保護、ひいては市場の信認確保の観点から、資産運用会社等には適切な実務的対応が求められる。

ESG／サステナブル投資の拡大

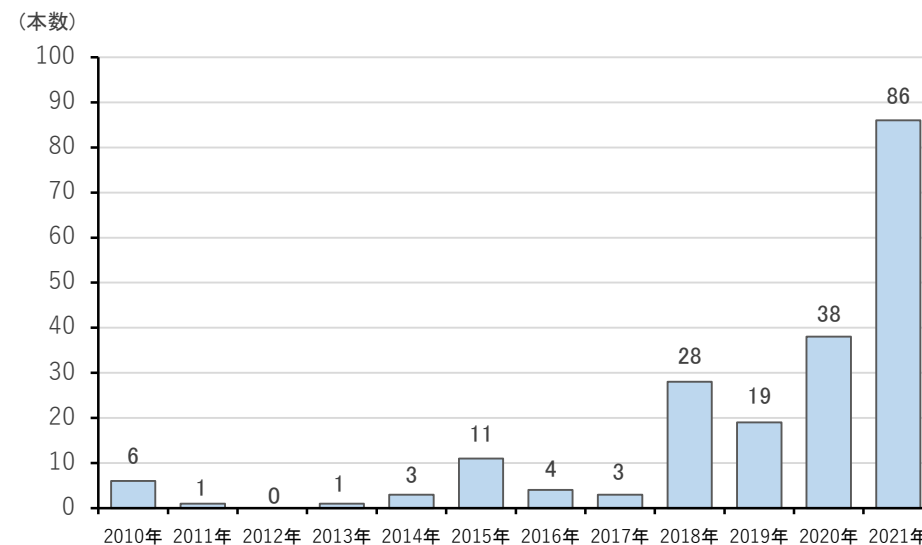
- ✓ **ESG関連資産へのサステナブル投資の増加傾向**は、コロナを契機に加速化しており、特に欧州で顕著。
- ✓ 世界的な投資規模として、2025年までに、53兆ドル（全投資金額の約3分の1）を超える見込み。
- ✓ 国内においても、ESG関連投資信託の新規設定本数は増加傾向。

グリーンウォッシュへの懸念

- ✓ 投資戦略等を特段変更することなく、サステナブル関連の投資商品として、**誤解を招く形で提供しているのではないか**。
- ✓ **投資家の期待につながらず、ひいては市場の信認低下を招くおそれ**。

金融庁において、各資産運用会社におけるESG関連投資信託の取組状況を調査の上、資産運用会社に対する監督上の目線を公表予定。〔5月目途〕

日本におけるESG関連投資信託の新規設定本数の推移

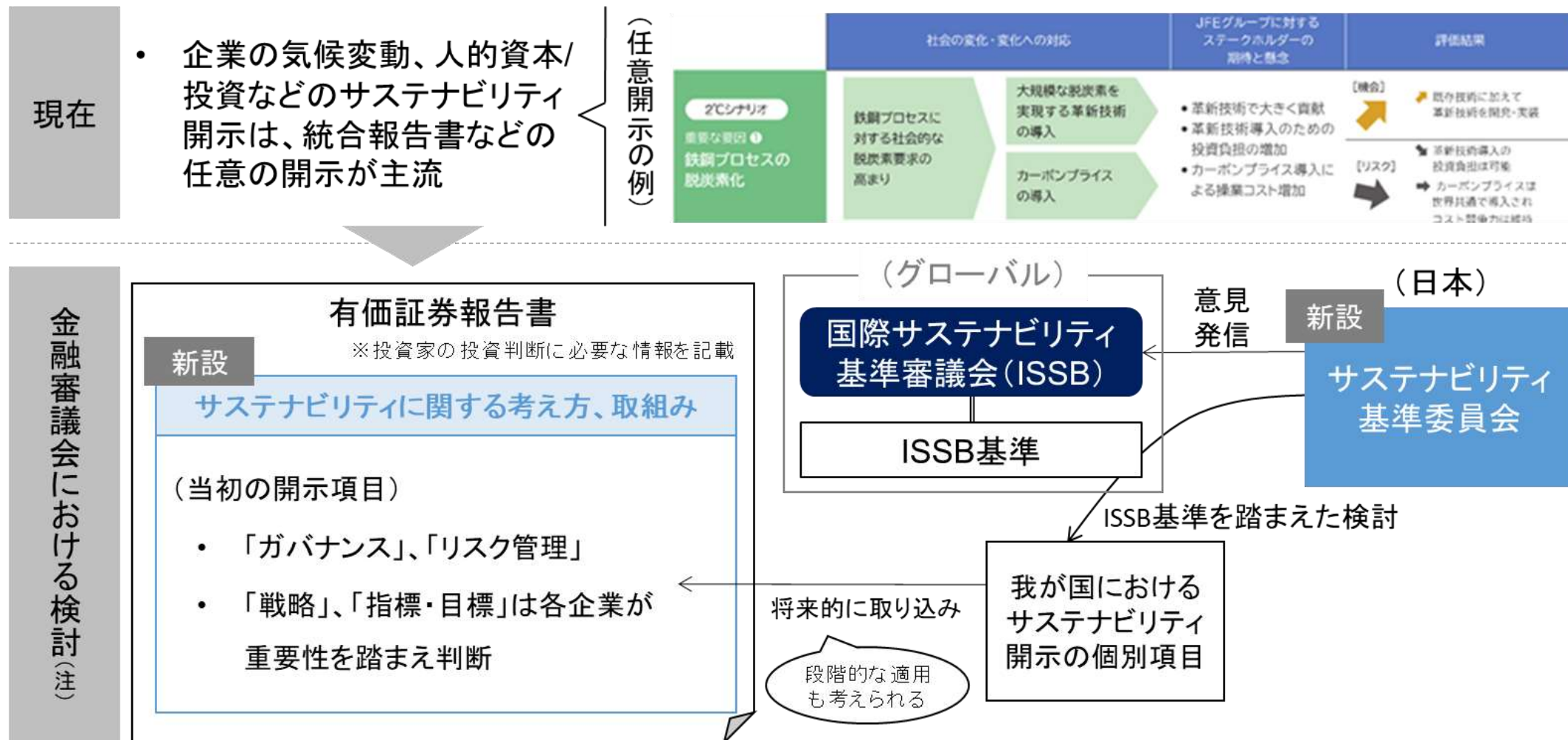


(注) 2021年12月末時点の国内公募投信が対象。運用方針で「ESG・インパクト投資・SDGs・SRI・CSR・環境・企業統治・女性活躍・人材」に着目した運用を行うと明記している公募投資信託を便宜的に「ESG関連ファンド」とした。

(資料) QUICKデータをもとに金融庁作成

(参考4) 金融審議会におけるサステナビリティ開示に関する検討

- 日本企業の創意工夫によりサステナビリティ開示が積み上がっているところ、金融審議会では、有価証券報告書(法定書類)において、「サステナビリティ開示の記載欄」の新設を検討。
- 将来的には、「サステナビリティ基準委員会」が検討した開示の個別項目を有価証券報告書の「サステナビリティ開示の記載欄」に取り組むことを検討。[参考:2021年10月29日 第3回金融審議会ディスクロージャーWG事務局資料]



(注) 2021年10月29日 第3回金融審議会ディスクロージャーWG事務局説明資料を基に作成

(参考5) ソーシャルボンドについて

- 世界的にソーシャルボンドに対する注目が高まってきているところ、我が国でもソーシャルボンドの発行は大きく拡大。一方、発行体別の発行額を見ると、公的セクターによる発行が多くを占め、一般の民間企業による発行はまだ始まったばかり。
- 経済界等から、我が国の状況に即したガイドライン（実務指針）の策定を望む声があったことから、昨年10月にソーシャルボンドガイドラインを策定。また、ソーシャルボンドの社会的効果の測定・評価が課題となる中、関係府省庁と連携し、指標集の作成を検討。

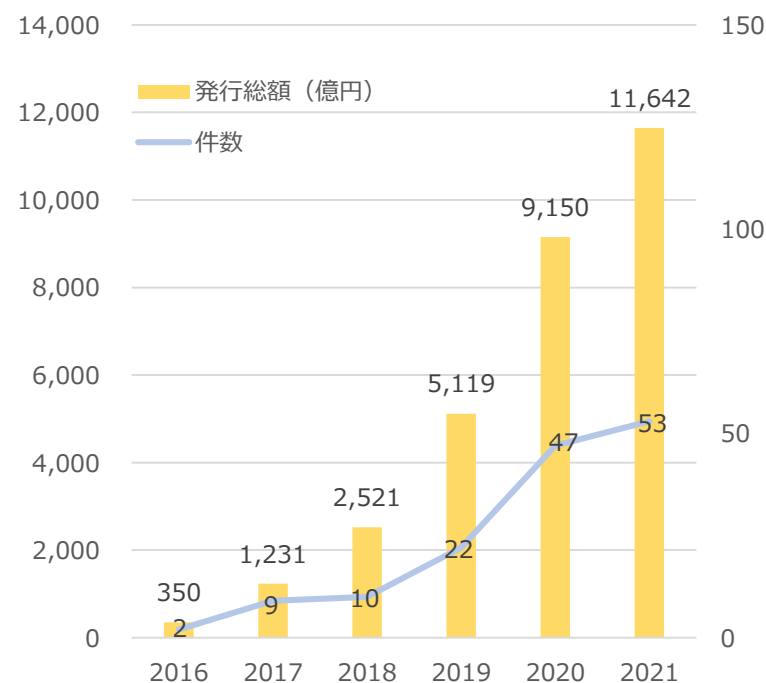
ソーシャルボンドガイドライン

- ✓ **経済界等から、我が国の状況に即したガイドライン（実務指針）の策定を望む声があったことから、昨年10月に策定。**
- ✓ ソーシャルボンドに求められる4つの「核となる要素」と「重要な推奨項目」を規定。
- ✓ 国際基準との整合性に配慮しつつ、我が国の状況に即したソーシャルプロジェクトの例等も記載。

社会的効果に係る指標集

- ✓ ガイドラインでは、ソーシャルボンドの発行体は社会的な効果等を開示することを規定。
- ✓ 社会的な効果を測定・評価するための指標については、国内においても開示事例の十分な蓄積がなく、参照できるような資料が無い。
- ✓ **関係府省庁と連携し、指標等の例示文書（指標集）の作成を検討。案を年央目途に公表。**

国内におけるソーシャルボンドの発行実績



（出所）日本証券業協会「SDGs債の発行状況」より金融庁作成（2016年1月～2021年12月の国内での公募による起債を集計）

(参考6) 監督上のガイダンス

- 世界で脱炭素化の動きが加速する中で、金融機関の果たす役割が重要になっている。
- 金融庁において、①金融庁と金融機関の対話の基本的な着眼点や、②顧客企業の支援についての参考事例等を盛り込んだ、**金融機関における投融資先支援や気候変動リスクの管理に関する「金融機関向けのガイダンス」案を4月に公表**する。

